

岡山大学農学部愛媛県支部同窓会会則

制定 平成 27 年 6 月 20 日

(名 称)

第 1 条 本会は、岡山大学農学部愛媛県支部同窓会と称する。

(趣 旨)

第 2 条 愛媛県内に在住する岡山大学農学部出身者の親睦を図り、情報交換の場とすることを目的に発足する。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 岡山大学農学部同窓会および本会と同一地区にある学部同窓会支部、および岡山大学 Alumni (全学同窓会) との連携および協力を推進する事業
2. 会員相互の交流と親睦に寄与する事業
3. その他本会の目的を達成するための必要な事業

(会 員)

第 4 条 愛媛県に在住する岡山大学農学部卒業のものをもって構成する。

(役員等)

第 5 条 本会に役員として代表世話人 1 名、世話人若干名を置く。

第 6 条 役員は、第 4 条に規定する会員の中から選任する。

役員が交代した場合は、代表世話人は、岡山大学農学部同窓会および愛媛県支部に速やかに報告する。

第 7 条 役員任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(会議)

第 8 条 世話人会は同窓会の開催を円滑に進めることを目的に随時開催する。

第 9 条 原則として年 1 回の同窓会を開催する。

第 10 条 当面は年会費としての支部会費は徴収しない。

なお、同窓会開催時に、同窓会費用を徴収し一部を通信費に充てる。

(その他)

第 11 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は世話人会で定めるところによる。

附則

1. この会則は平成 27 年 6 月 20 日から施行する。
2. 本会の事務を遂行するため、今年度は松山市南堀端町 2 番地 3 全農えひめの顧問諏訪玄に事務局を置く。